

柏市開発事業等計画公開等条例（平成21年柏市条例第12号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(計画の届出等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による届出は、開発事業に係るものにあつては都市計画法第29条第1項の規定による許可の申請を行う日から起算して30日前の日までに、中高層建築物等の建築又は特定用途建築物用途変更等に係るものにあつては次の各号に規定する日のうちいずれか早い日から起算して30日前の日までに、行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)若しくは同法第6条の2第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請を行う日又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知を行う日</p> <p>(3)から(6)まで 略</p> <p>4 略</p>	<p>(計画の届出等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による届出は、開発事業に係るものにあつては都市計画法第29条第1項の規定による許可の申請を行う日から起算して30日前の日までに、中高層建築物等の建築又は特定用途建築物用途変更等に係るものにあつては次の各号に規定する日のうちいずれか早い日から起算して30日前の日までに、行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)若しくは同法第6条の2第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請を行う日又は同法第18条第2項若しくは第4項(これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知を行う日</p> <p>(3)から(6)まで 略</p> <p>4 略</p>